

交通事故にあったときの見舞金請求について

請求に必要な書類等

1. 会員証兼領収書（事故日の当該年度のもの）
2. 見舞金請求書（用紙は市の担当窓口にあります。）
3. 交通事故証明書（受傷者の氏名が記載されているもの）

*入手できない場合は、交通事故申立書でも見舞金の請求はできます。（ただし、交通事故を証明する書類が交通事故申立書の場合は、見舞金の上限が8級50,000円になります。死亡見舞金・障がい見舞金は半額。）

4. 医師の診断書（入通院日のわかるもの）

*診断書に入通院の日付が全て記載されていない場合は、診療報酬明細書等の書類が必要となります。

5. 見舞金受取人名義の振込口座のわかるもの

6. その他組合長の指定する書類

見舞金の請求期限は、交通事故による災害を受けた日から起算して2年以内です。

万一交通事故にあわれたら、すぐに警察に届けましょう。
道路交通法の規定により報告する義務があります。

◆見舞金一覧表◆ （本一覧表は令和4年4月1日以降の事故に適用）

等級	交通事故による災害の程度	見舞金	等級	交通事故による災害の程度	見舞金
1級	死亡	1,000,000円	9級	入院通院の実治療日数20日～29日のけが	40,000円
2級	入院日数 60日以上	300,000円	10級	10日～19日	30,000円
3級	30日	200,000円	11級	5日～9日	25,000円
4級	10日	100,000円	12級	2日～4日	20,000円
5級	入院通院の実治療日数60日以上	80,000円	障がい見舞金	身障1級の障がい	400,000円
6級	50日～59日	70,000円		身障2級及び精神1級の障がい	300,000円
7級	40日～49日	60,000円		身障3級の障がい	200,000円
8級	30日～39日	50,000円	遺児見舞金	※ 遺児1人につき	300,000円

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- 死亡とは、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内にその事故が直接の原因で死亡することをいいます。
- 見舞金の対象となる日数は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の入院及び通院の実治療日数です。なお、同じ日に複数の医療機関に入院通院しても1日とします。
- 2級から4級は、入院（10日以上）がなければ該当しません。
- 1級から12級で複数等級該当する場合は、見舞金額が高い方の等級となります。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術は、医師の指示による場合のみ、見舞金の対象となります。
- カイロプラティック・整体は見舞金の対象外です。

◆見舞金の支給制限◆

1 見舞金を支給しない場合

- ・会員又は見舞金受取人による故意の事故
- ・地震、噴火、洪水その他天災による事故
- ・無免許運転による事故（同乗者含む）
- ・酒気を帯びての運転による事故（同乗者含む）
- ・統合失調症、てんかん、認知症等で医師から運転を止められている状態での運転（同乗者含む）
- ・麻薬等の薬物使用時の運転による事故（同乗者含む）
- ・犯罪行為中の事故（同乗者含む）

2 減額（50%）支給の場合

- ・速度違反
- ・居眠り運転
- ・信号無視
- ・はみ出し禁止の道路標示を越えた事故
- ・ヘルメット及びシートベルト等非着用
- ・自転車及び原動機付自転車の二人乗り
- ・警報機又は遮断機が作動中の踏切への進入
- ・軌道内進入
- ・路上横臥
- ・無灯火
- ・携帯電話使用
- ・その他受傷者側に重大な過失があった場合

お問合せ先 中野市役所 生活環境課 生活交通安全係 電話 22-2111 内線238

豊田庁舎 市民課 豊田窓口係 電話 38-3111